

小規模貯水槽水道を適切に管理しましょう

受水槽の有効容量が10立方メートル以下の水道施設は、「小規模貯水槽水道」として、「氷見市水道給水条例」に基づき管理することになっております。

○受水槽など管理は設置者（所有者）が行うことになっております。

受水槽から蛇口までは設置者（所有者）が適切な管理に努めることになっております。

○正しい管理をするための心得です。

水槽の掃除	施設の保守点検	水質の管理	水質事故対策 (飲料水の異常など)
<p>1年以内ごとに1回（毎年1回以上）、定期的に掃除をし、いつも清潔な状態を保つようにしてください。 (掃除は、専門業者に依頼するとよいでしょう)</p>	<p>定期的に施設を点検し、不備があれば速やかに改善してください。</p>	<p>いつも水の色、味、臭いなどに注意し、異常があった場合、専門機関の検査を受けてください。</p>	<p>①すぐに給水を停止してください。 ↓ ②水道の利用者に周知してください。 ↓ ③市など、関係機関に連絡してください。 ↓ ④速やかに改善措置を行ってください。 (汚染原因の除去、清掃・消毒作業の手配)</p>

保守・点検のポイント

- 1 水槽の周辺は清潔ですか。また、汚染の原因となるものは置いてありませんか。
- 2 水槽にひび割れや水漏れはありませんか。
- 3 水槽内に浮遊物や沈殿物はありませんか。
- 4 マンホールはしっかり閉じられ、鍵がかかっていますか。
- 5 オーバーフロー管や通気管の防虫網などはいたんでいませんか。

○次の場合は、市への届出を行ってください。

- ①小規模貯水槽水道を新たに設置する場合
- ②設置した後、設置者や水道施設の変更があった場合
- ③小規模貯水槽水道を休止・廃止する場合